

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故等番号 | 2015広第54号 |
| 事故等種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成27年4月26日 03時30分ごろ |
| 発生場所 | 山口県平生町佐合島南西岸 周防筏瀬灯標から真方位037°660m付近 (概位 北緯33°52.16′ 東経132°03.65′) |
| 事故等調査の経過 | 平成27年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 太平丸、498トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 133463、井本船舶株式会社、有限会社八幸マリン（船舶借入人） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、四級海技士（航海） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 船首船底部に凹損及び擦過傷 |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約2.4m、船尾約3.4mの喫水で、山口県光市牛島北方沖を約12ノットの対地速力で自動操舵により東南東進した。</p> <p>船長は、操舵スタンドの後方にある椅子に腰を掛け、単独の船橋当直についていたところ、いつしか居眠りに陥り、目が覚めて前を向くと右舷船首方に周防筏瀬灯標が見え、佐合島が近いことに気づき、左舵一杯としたが、平成27年4月26日03時30分ごろ本船が佐合島の南西岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗組員の安全及び本船の損傷状況を確認した後、海上保安庁、運航会社及び船舶所有者に乗り揚げたことを知らせた。</p> <p>本船は、タグボートの引出し作業により離礁した後、自力で航行して阪神港神戸区に向かった。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、視界が良く、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、気が緩んでしまったと思った。</p> <p>船長は、本事故前日、早朝に約1時間、夕方から約3時間睡眠をとっていた。</p> <p>船長は、レーダーの接近警報を設定していなかった。</p> <p>本船には、船橋航海当直警報装置がなかった。</p> |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | あり |

| | |
|--|---|
| <p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>なし なし</p> <p>本船は、牛島北方沖を自動操舵で東南東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、佐合島の南西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を続け、視界も良く、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったのが気が緩んだこと、及び睡眠が不足していたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、本船が、牛島北方沖を自動操舵で東南東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、佐合島の南西岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で船橋当直を行う者は、同じ姿勢で船橋当直を続けると眠気を催すことがあるので、外に出て外気に当たるなどして眠気を防止する措置をとること。 ・ 船橋航海当直警報装置の搭載義務対象船舶は、同装置を設置すること。 |